

お客様各位

適格請求書発行事業者登録番号のご通知

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入され、適格請求書発行事業者が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つきましては、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知いたしますので、ご査収のほどよろしくお願い申し上げます。

各店舗にて税額控除に必要な項目の記載のある領収書を発行しておりますので、お会計時に担当スタッフまでお申し出下さい。

今後とも LULLBY グループをご愛顧下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

弊社登録番号 T5010001145094

以上

LULLBY グループ
株式会社マストビーナイス
〒104-0061
東京都中央区銀座1丁目4番6号